

『住民と自治』(通巻658号)2月号付録 2018年2月1日発行 自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第181号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノ・どんぶり103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: http://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

○ 小中一貫教育でどうなる、これからの教育(下) 山本由美	2
○ 「会計年度任用職員」で職場や仕事はどうなる? 大島政雄	7



第10回とちぎ地域・自治フォーラム

自助・共助強制の「地域共生社会」でどうなる社会保障

～2018年度医療・介護保険制度改革を前に～

❖とき 2018年2月4日(日)13:30～16:30

■ 第1部 講演

❖講演①「医療保険・介護保険制度改革と地域・自治体の課題」

講師 芝田英昭氏(立教大学コミュニティ福祉学部教授)

❖講演②「地域医療構想でどうなる栃木の医療・介護」

講師 太田正氏(作新学院大学名誉教授、とちぎ地域・自治研究所副理事長)

■ 第2部 会場からの報告と討論 (コーディネーター) 太田正氏

❖ところ 栃木市国府公民館(栃木市惣社町228-1 TEL 27-3002)

新年の挨拶

副理事長 太田正

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。さて、年明け早々にトランプ政権の暴露本が発売され、トランプ氏は大統領になるつもりはなかったとする驚きの内容が世界を駆け巡りました。トランプ大統領は例によって全てをフェイク(偽り)として火消しに躍起で

すが、国内外の多くからは全体として「不都合な真実」ではないかと受け止められています。

しかし、より深刻な本質は大統領の資質に欠ける人物が1年以上にわたり政権を維持し、その間に分断と対立、差別をあまり

排外主義的なナショナリズムと極右勢力を勢いづかせてきたことです。ただ、その背景に中間層から凋落した白人貧困層が存在し、トランプ氏への根強い支持基盤を形成していることに注目しなければなりません。国や人種、宗教などで人々を分断し対立させることで支配するやり方は破局を招くという歴史の教訓を思い起こす必要があります。

そのトランプ大統領と「100%共にある」と公言し、対米追随の姿勢をより鮮明にしたのが安倍首相です。年頭の記者会見では、明治維新 150 年を礼賛し当時の植民地支配と現在の少子高齢化を重ね合わせ「国難」と位置づけるとともに、北朝鮮による核・ミサイルの脅威に触れながら防衛力強化と憲法改正に強い意欲を示しました。しかし沖縄の米軍基地問題への言及はなく、ノーベル平和賞を受賞した「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN) のフィン事務局長の面会要請にも応じませんでした。ここに安倍首相の平和・安全保障への姿勢を見て取ることができます。また、社会保障制度改革や働き方改革に取り組むことを表明しましたが、これらは国民生活と地域社会に大きな影響を与えることとなります。

その一方でアベノミクスの成果として、名目GDP 11%以上の成長や雇用の増加、求人倍率の改善などを自画自賛しました。とくに雇用者数の増加や求人倍率の改善は、就職を控えた学生や若者に長続きして欲しいとの幻想を与え、そのことが安定を求める投票行動となって自民党支持率を高めたとされています。しかし、雇用増加の実態は非正規雇用の増加によるものであり、求

人倍率の改善もリーマンショック以降から続いている傾向です。さらにGDPも実質では伸び悩み状態にあるだけでなく、算出基準の改定によるかさ上げがされているとの指摘がなされています(明石順平『アベノミクスによるしく』)。増税と円安により物価が上昇し、実質賃金が減り続けてきたことが消費を冷え込ませ、株高・好況といわれながらも実際には生活として実感できていません。

こうした全体状況の中で地域や県内に目を向けると、平和・安全保障の分野ではICANの国際連携組織でもある「平和首長会議」へ那珂川町が2月1日付で加盟することになり、これで県内市町村の加盟率が100%(全国加盟率は98.6%)となる見通しとなりました。非核平和都市宣言も全国1631自治体(都道府県を含め91.2%)で行われ、宇都宮市、栃木市、小山市、野木町では毎年、小中学生の代表を被爆地広島に派遣するなど、足元から核廃絶をめざし平和を守りつくる取組みが着実な広がりを見せています。今年に憲法9条の改憲を許さず非核平和を実現するために、さらなる地域からの取組みが求められます。

各地域における最大の課題は人口減少と高齢化への対応です。安倍政権が鳴り物入りで始めた地方創生は、さしたる成果を産まないまま東京一極集中が加速し地方の疲弊はさらに深刻化しています。かつて県内第2位の人口を誇った日光市足尾地区はついに2000人を割り込みました。地域活性化の切り札として期待される観光振興では、JR各社が一斉に取り組む国内最大規模の観光キャンペーン(DC)が4~6月に本番

を迎えます。これに先立ち「につぼんの温泉 100 選」に塩原温泉（20 位）、板室温泉（36 位）など県内温泉地が 7 箇所も順位を上げてランクインしました。今年を起点に 2020 年東京オリ・パラ、2022 年栃木国体とビッグイベントが目白押しになりますが、これを一時の盛り上がり終わらせることなく持続可能な地域活性化にどう繋げていくかが問われます。

私たちの生活を支える社会保障では、今年の 4 月から効率的・安定的な事業運営を目的として、国民健康保険の運営主体が市町から県に移管されます。これに伴い全 25 市町が県に納める納付金は、国の財政支援や診療報酬の減額査定により来年度は負担減となりましたが、一人当たりの保険料がどうなるかは未定です。社会保障改革の最大の狙いは社会保障経費の総額抑制ですが、国がガイドラインや基本方針を示し都道府県を通じて実現しようとする動きが強まっています。県の「医療費適正化計画」では予防を重視して 82 億円の抑制を図ることが盛り込まれ、また「栃木県地域医療構想」でも団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年をターゲットに、病床機能の再編と病床数の見直しが示されています。国が重視する

病床数の削減を優先させるのではなく、地域の医療・介護ニーズに応じ生活全般を支える切れ目のないサービス提供体制こそが求められます。

働き方改革では、労働基準法の改正で時間外労働の上限規制が図られますが、過労死ラインというべき月最大 100 時間まで認め、しかも高度プロフェッショナル制度の創設と裁量労働制の拡大により、こうした上限規制すら抜け穴となる改悪法案です。栃木県の総労働時間は全国平均に比べ長く、しかも全国的には 15～16 年度にかけて減少したのに対し増加しています。また、長時間労働の是正に有効とされる勤務時間インターバル制度の普及も、本県を含め遅々として進んでいません。先ずはこうしたところから着実に進めていく必要があります。

その他にも、人口減少や老朽化などによる公共施設の統廃合問題や L R T を含む公共交通問題、窓口業務等の民間委託問題、議員定数削減等の議会改革問題など多くの課題が存在します。とちぎ地域・自治研究所は住民自治の立場からこれら課題の解決に向けて、住民の民さんとともに考え行動していきます。

研究所活動強化募金及び全国研募金へのご協力ありがとうございました。

引き続き受け付けていますので、上記郵便振替口座あて送金ください。

本稿は、小山市民自治研究会が2017年10月15日に開催した講演会の講演録を基に事務局が作成したもので、主催者及び講演者の了解を得て掲載するものです。

小中一貫教育でどうなる、これからの教育(下)

山本由美(和光大学)

目次

1. 3点セットで増加する学校統廃合
2. 小山市は
3. 根本的な問題点、失われる小学校区コミュニティ
4. 小中一貫校—2つの制度設計
5. 学校統廃合、小中一貫校の現状 (以上、本号)
6. 小中一貫・検証されていない教育的効果とデメリット (以下、次号)
7. 「中1ギャップ」の真実
8. 統廃合は子どもにとって一地域が子どもを守る
9. 「原風景」としての学校

6. 小中一貫・検証されていない教育的効果とデメリット

今まである調査を紹介したいと思います。査があります。「小中一貫校の導入理由」は2015年の国会審議でも文部科学省は普通の小中学校と一貫校を同一条件で比較した調査はまだないと言っていました。だからあまり何が良いか何が悪いかわかっていないけれども制度化したわけです。

大きな調査が4つあって、①朝日新聞調査(2013)、②文部科学省調査(2014)、③大規模な子ども調査(2013-14)、④「中1ギャップ」の真実(2014)です。小山市はぶ厚い書類の中で②の文部科学省の調査をどんどん切り張りして使っていました。この文部科学省の調査というのは全国の導入自治体とかに聞いて、小中一貫校を入れて良いことがありましたか、学力が変わりましたかということなど細かいことを関係者に沢山聞いている調査で、「大いに変わった」と「まあ変わった」というのがあって、大いに変わったがすごく少ないんですけども「まあ変わった」「結構学力が良くなった」とかというのがありました。

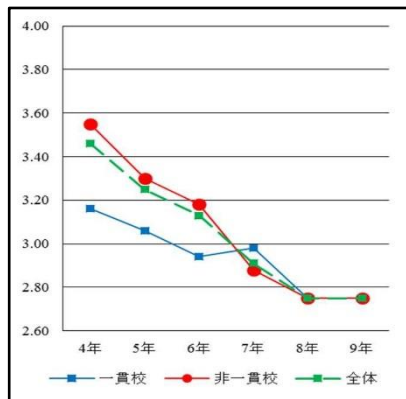
朝日新聞が2013年に結構丁寧にやった調

査があります。「小中一貫校の導入理由」は2013年に小中一貫校になった100校のうち「学校統廃合の中で計画」が52校で1位でした。2番目に多かったのが「公立学校の多様化を推進」で45校でした。3番目が「町づくり(町おこし)の核として計画化」で21校、これは過疎地でその町に学校を存続させるために一貫校にして残すというケースがあるので、学校をなくしてしまうか小中一貫で残すかという選択を強いられているところも結構あるので、町づくりとかそういうところで関わってくるところもあるわけです。「カリキュラム」は7割弱が4・3・2制、次いで6・3制、多様なようでも多くは4・3・2制でした。「小中一貫の目的」は、①学力向上、②生徒指導、③地域とともに学校づくり、④教員の指導力など結構ばらけていました。「小中一貫の成果」については、94%が成果があったとしています。これはやっていたところの校長先生が答えていたと思います。子どもに関する記述は結構ばらけていて、あまりま

とまりがないんですが、良かったことでま
とまりがあるのが教師に関する記述で「小
中教員の連携」「中小教員の理解深まる」な
どがやや目立っています。同じところにい
るので連携が深まるというか職員室も一緒
だったりして、ここはいろんなアンケート
でも小と中の教員の連携は深まると、だけ
ど「教員の成果は感じるが、子どもの成果
ははっきりしない」といった正直な回答も
ありました。「小中一貫校の課題」について
は、86%が課題ありでした。自由記述がす
ごく多かったです。これが5・6・7年
生に結構問題があると、7年生というのは
中一なんですけども「7年生の対応に教職
員・児童もとまどい」「6・7年生が1番の
課題」「7年生の充実」「小6がリーダーの
役割を發揮できない」「7年生が中学生とし
ての自覚もつ工夫を」「成長の切れ目の小中
の切れ目がうまく機能しない」「卒業式にそ
れぞれの思いで合同に難しさ」など接続部
に制度的な課題があるというのが校長先生
の意見からも出てくるということです。こ
れが朝日新聞調査です。

次にこれは私たちが参加しているアンケ

■グラフ③ 子どもの「自信」

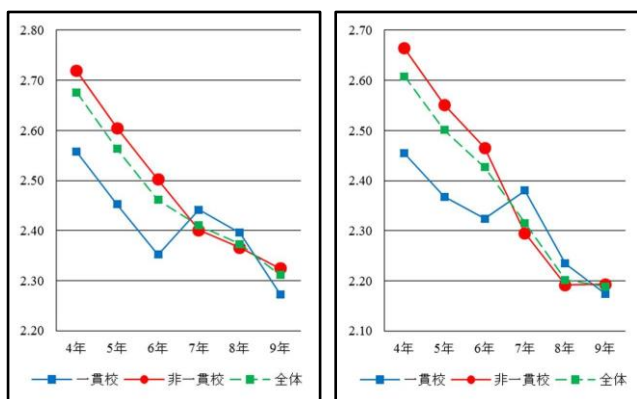


次のグラフ④は、運動、自己価値のコン
ピテンスというものです。私は運動ができ
るといっても中学校になると一貫校も非一

一貫校も一緒になるんだけれども、小学校で
は一貫校の方が低いんです。自己価値とい
うのは、「私は価値のある人間だ」というこ

ート調査で、2013年からずっとやっている
のですが、文科省の科学研究費を取ってう
ちの大学の梅原利夫先生に代表になっても
らって、発達心理学をやっている中央大学
の都筑学先生のグループに心理学の手法で
アンケート調査をやってもらっています。1
回目はだいたい8000人規模、2回目は内容
を変えて7000人くらいの規模でやっています。
グラフ③は、子どもの精神的健康について、
横軸は学年で、縦軸は心理学の指標で
0から5までで、複数の設問からある傾向
を出してきます。上に行く程傾向が高いと
いうことです。一貫校は一■一の線のグラ
フですけれども、小学校で低く出たんです。
小4・小5・小6で一貫校が低くて、非一
貫校、普通の小学校中学校では高めに出
ても下がってくるんです。これは下がるの
は正しい成長で、自信とかやればできる
というコンピテンスというのは思春期にな
ると下がるのが普通なんです。高校生にな
るとまた上がるというふうなんです。それ
が一貫校は小学校から低く出たんです。こ
の傾向はほとんどの指標で出ています。

■グラフ④ 運動、自己価値

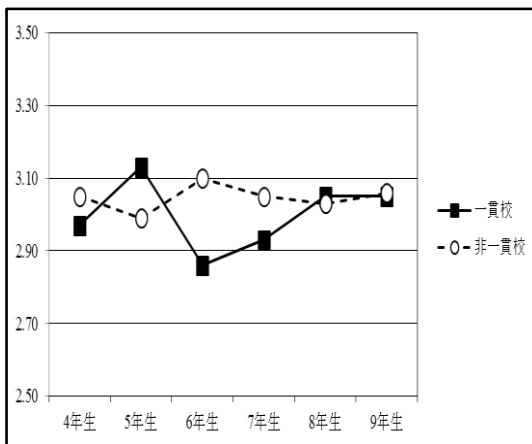


貫校も一緒になるんだけれども、小学校で
は一貫校の方が低いんです。自己価値とい
うのは、「私は価値のある人間だ」というこ

とですが、複数の調査では一貫校は小学校で低くて中学校で一緒になるのです。これについては一項目以外全部この傾向が出ていて、出なかったのは「私は勉強ができる」という項目だけでした。この学習のコンピテンスだけは出なかったのですが、この1回目の調査では、どうも小学校で一貫校がネガティブになってしまうというのがあるのではないかと、やはり同じ空間に大きな中学生がいるというのは、自信とか不安とか「居場所がある」とかの項目で小学生が

低い結果になるのです。中学生と一緒にいることがどうも小学校の子の自信とかやればできるという自己有用感とかそういうものに影響を与えているのではないかというような分析をしたのです。小学校のリーダーとして大きく成長する5、6年生の時期にそれができないというのは、何かその時の発達の課題がクリアできないということもあるのではないかと。あと一緒にするとどうも中学校文化が強くなるというか、管理が強くなるという面もあるというような批判もありました。

■グラフ⑤ クラスへの適応



ところが次のグラフ⑤は、2015年にやったもので、アンケート内容を変えてあります。一貫校は小5だけがピューっと上がっているのです。これが上がってなければ前の結果と似ているんですけども、一貫校で小学校5年生が突出するという傾向が2回目のアンケートで出て、どうしてこういう傾向が出たのかということで、いろいろ調べてみたのです。そうしたら、すごく小学校がポジティブな一貫校があったのです。その結果がアンケートを押し上げているという傾向がみられたのでその一貫校を訪問調査したんです。そうしたら、大量の教員加配がある学校でした。その町にほぼ1校

しか学校のない小さな町です。小中一貫校で義務教育学校になると、教員数が減るから敢えてしないで、さらに4人加配している。600人くらいの学校で1人校長、3人副校長、さらに4人加配ですから、教員数が多いのです。さらに統廃合していない小学校が元々あって、そこに中学校だけを移してきた学校だったのです。なので、小学校の統廃合をしていない学校で、あと、町を挙げて移住者コンシェルジュ、移住してきて欲しいという政策の中で、移住者を募集するのに素晴らしい小中一貫校をすごくアピールしているのです。地域教材とかすごく力を入れています。真面目にやっているところです。そこがものすごく小学校5年生がポジティブに出ていて、何が良くしているのかよく分らないのですが、教員加配というのは絶対良いと思います。そういう結果が出ていて、学校ごとのばらつきが激しくて、なかなか分析が難しいんです。すごくネガティブに出る場所もあります。ただ5年生が上がっているんですが、6年生は下がっていて、中1ギャップというものも検証できないです。

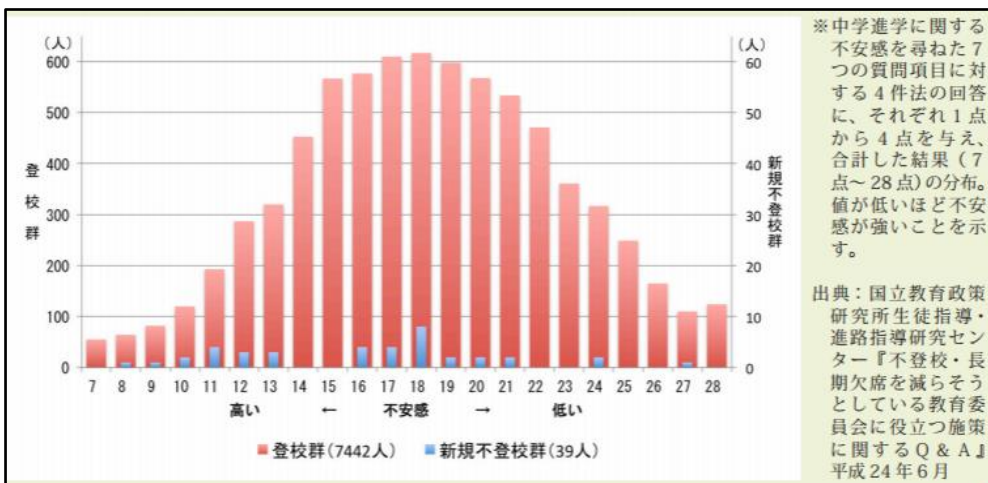
7. 「中1ギャップ」の真実

日本全国で中1ギャップを解消するために小中一貫校という理由をつけるところがあるのですが、2014年に国立教育政策研究所が『「中1ギャップ」の真実』というリーフレットを出しています。科学的根拠がないという文書で、グラフ⑥は、中学校から不登校になる子は中一になって急に不登校になるのではなくて、小学校からちょっと不登校傾向があった、経験ありというのが回答の半分

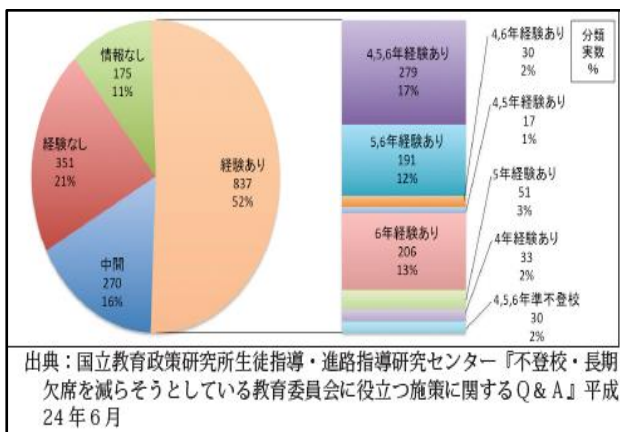
くらいあります。中1ギャップがあるから不登校になるわけではなくて、小学校から不登校傾向になる子が中学校に行って不登校になっていくということです。

右側の棒グラフはいじめ被害、仲間外れです。今小学校のいじめというのは過去最高なのです。いじめが始まったのは、小4、小5くらいが一番多くて、この棒グラフで高いのは始まった時ですね。ですから中学校になってからいきなり始まるわけではないということです。いじめも中一ギャップで始まるわけではなくて、小学校の時から始ま

■グラフ⑦



■グラフ⑥



っているわけです。

さらにグラフ⑦は中学進学に関する不安感で、中学校に対する不安感が高かろうが低かろうが不登校の発生率に優位差が出ないから余り関係ないということです。だから中一ギャップという安易な言葉を使うのは慎重であるべきだというリーフレットで、国会審議での義務教育学校の法制化の時も中一ギャップというのは推進派の人達は一言も言わなかったのも、これはあまり科学的根拠はないけれども、自治体では使っているということです。

8. 統廃合は子どもにとって—地域が子どもを守る

最後に、統廃合は子どもにとってどの様な影響があるかということですが、これから出てくることだと思えるのですが、これからは出てくることだと思えるのですが、これからは出てくることだと思えるのですが、これからは出てくることだと思えるのですが、これからは出てくることだと思えるのですが、

最後に、統廃合は子どもにとってどの様な影響があるかということですが、これからは出てくることだと思えるのですが、これからは出てくることだと思えるのですが、これからは出てくることだと思えるのですが、これからは出てくることだと思えるのですが、

「地域が子どもを守る—東京・東久留米の学校統廃合を考える」(2007年、ケイ・アイ・メディア)という本を作りました。田中先生がPTAがやったアンケート調査を見て、子どもたちが本音を言っていないなど、みんな「統廃合したら友達増えた」とか、「学校が綺麗になった」とか、同じ答えをされていて、誰も本音を言っていないというのです。実際は荒れきっちゃったり、集団行事が成り立たなくなったり、転校する子が出てきたり、いじめがあって、不登校があつてとかそういう感じだったので、みんな本当のことが言えない中で、4年生だけが本当のことを言えている学年だということを田中先生が分析されました。悲しいことがいえる学年だと。聞いてみたら4年生だけが荒れなかった学年だったので、さらにいろいろ聞いていくと、4年生だけが親が統廃合に反対運動をした学年だったので、親がきちんとまとまって反対運動をした学年は、そういうリスクがあつても子どもたちはちゃんと乗り越えていたのです。結論は、大人が寄り添えれば子どもはリスクはあるけれども統廃合を乗り越えられるということでした。逆にいうと、子どもたちが混乱したり不安になつたりしても、親も心配かけたくないからいいことばかり言つてると思うのですが、そういうことで子どもたちは寄り添つてもらえなかったということがあつたのではないかと思います。

9. 「原風景」としての学校

子どもの安定した感情の成長・発達にとって「原風景」としての学校が持つ意味と

というのは大きいのではないかと思います。地域を奪われて「デラシネ(根無し草)」に

なるようなこともあるので、その地域の学校の持つ意味というのを大事にしてほしいと思います。あまり簡単に統廃合しない方

がいいと思うんですけども、でも反対する声があればそれもできないと思います。

「会計年度任用職員」で職場や仕事はどうなる？

大島 政雄（理事、栃木公務公共一般労働組合）

1 会計年度任用職員の概要

(1) 地方公務員法、地方自治法「改正」の背景

法「改正」により「会計年度任用職員」を創設し、2020年度から実施することとしたが、その背景には臨時・非常勤職員職の運用が混乱しているのをこれを整理すること、自治労連を中心とした各地の臨時・非常勤職員の採用・待遇改善の裁判や、民間の同一労働同一賃金の動きから待遇改善の必要性が高まったこと。

(2) 地方公務員法、地方自治法「改正」の概要

- ・特別職非常勤職員（嘱託）《新地公法第3条3項》の創設

現在多用されている嘱託保育士などの上司の指示のもとに働く者はこの職としない。

該当職は、学識・経験のある人に厳格化され学校医、学校歯科医などに限定される。

- ・臨時的任用職員《新地公法22条の3》の創設

現在多用されているが、新法では正規職員に欠員が生じた時にのみ厳格に任用する。

(3) 会計年度任用職員《新地公法第17条、第22条の2》

現在の大多数の臨時職員、嘱託職員などは会計年度任用職員とする。

(4) 会計年度任用職員とは

- ・任期は会計年度内の期間で、最長1年、繰り返し任用するかは自治体の判断。
- ・3カ月等の短期の任用を会計年度内で繰り返すことは可能でこれは「更新」という。年度を越えると「再度の任用」という。
- ・フルとパート（勤務時間が正規より一日1分でも短時間であればパート）の2つのタイプを創設し、処遇（給与・報酬、手当）で差別
- ・服務規律は正規職員と同じ義務・規律を課す
- ・正規と同様に条件付き採用期間がある。任用の都度最初の1月の間が該当。

(5) 営利企業・事業への従事制限

フルタイム会計年度任用職員は許可を得なければ従事できない。

(6) どのくらいの人数が該当するの？

2016年のデータですが、全国で特別職非常勤22万人、臨時職員26万人、一般職非常勤17万人となっていて、100%近くが会計年度任用職員となりそうです。

(7) 総務省の基本的考え方

会計年度任用職員の職の設定に当たっては、それぞれの職の必要性を十分吟味する

こととし、ICTの徹底的な活用、民間委（総務省通知）⇒ 職員削減、業務の外注の推進等による業務改革を進めること。の増大

2 総務省の「職」の概念

- (1) 常勤の職とは、従事する業務の性質と勤務時間に関する要件があり、具体的には「長期間任用される職員をつけるべき業務に従事する職であって、標準的な業務の量がフルタイム勤務とすべき職」である。(総務省通知)
- (2) 常勤の職の概念は、自治体の「本格的業務」の考え方と同様であり、具体的には管理、運営、権力的業務に限定される。これ以外の業務は、非常勤の職で、会計年度任用職員への置き換えができる(進む)。(地方公務員月報)

3 総務省が描く各自治体でのスケジュール

- ・ 2017年6月 新法運用の通知 3月議会で条例・規則提案
- ・ 2017年度中 任用や勤務条件等の検討着手、職員団体との協議開始 総務省が自治体に対し進捗状況調査
- ・ 2018年度 任用や勤務条件等を確定、職員団体との協議本格化・合意形成、 2019年度 会計年度職員の募集
- ・ 2020年度 4月から新地公法施行

4 Q&A

(1) 繰り返しの勤務は出来るの？

- ・ 年度を越える再度の任用もできますが、筆記試験や面接が実施され、次の任用の時に職員の意思に反し雇止めの発生もあり得ます。
- ・ 年度内最長1年とされたということで、この適用で一方的な雇止めの恐れもあります。
- ・ 安定雇用がなければ、仕事への情熱もさめ離職希望職員が増え仕事の質の低下や慢性的な人員不足の恐れもあり。

(2) 法改正に当たり付帯決議がされたと聞きましたが？

自治労連の奮闘により、「より良い人材を確保し、安定した雇用を実現するため、引き続き正規職員とともに公務を担うにふさわしい賃金・労働条件を検討する旨」付帯決議が採択されています。

(3) フルとパートを作るけど、処遇の差別はないの？

- ・ パートに支給できるのは期末、超勤、通勤手当のみ、フルに支給できるのは前出の他に特勤、地域手当など必要に応じ12手当があり、かなりの差別です。
- ・ マスコミでボーナスが出ると報道されましたが、支給されるのは期末手当で勤勉手当はどちらにも支給はされません。期末手当についても、将来には正規と同水準という設定です。
- ・ どちらにも正規には支給される住居、扶養、寒冷地手当等はありません。

(4) 期末手当の支給で年間給与はふえるの？

安心できません。財政上の理由を盾に、基本賃金を現行より下げて、手当分を計上する可能性もあります。

(5) 再度任用の場合の給与の設定は？

学歴、経験年数により、「前歴換算」や「昇給」ができるとし、号給の加算方法を例示しました。しかし、その水準は最低賃金を若干上回る程度で大卒正規の初任給が上限です。

(6) 現在の特別職ならできた労働委員会への申し立て等は？

雇用や処遇が不安定にも拘わらず、任用による一般職職員への誘導で、職員の労働者の権利としての労働委員会闘争が不可能になります。

(7) 総務省通知には100%拘束されるの？

新法運用の通知やマニュアルは、通知に記載がある通り、各法律に基づく「技術的助言」であって、自治体の事務処理を法的に拘束するものではない。調査要領や様式も例にすぎず、市民要求に応え、市民生活を支える職場や自治体組織を確立させる調査ができます。

(8) 制度の問題点はどの様な？

・職場から専門性が喪失してマニュアル労働化する恐れがあり、市民の権利や福祉を擁護増進する自治体労働者の本来の仕事をする職員がいなくなる。

・恒常的な業務であっても、自治体の裁量一つで正規が担っていた業務を、会計年度任用職員とすることもありえ、正規から非正規への置き換えが進むことになる。

・「改正」が雇用一般に与える影響

労働契約法は適用除外とされ、雇用は年度ごとのリセットになる。同法の無期転換ルールを民間企業に守らせる立場であるのに、自治体が自ら踏み込んで良いものか。

・県内にはありませんが、自治労連の真剣な取り組みにより、一部の組合では現在の非正規の方の処遇が今回示された内容を給与・手当等で既に上回っている組合もあります。この様な自治体では、現行の処遇を今回の「改正」により引き下げされないようにする協議・闘争が必要です。

5 まとめ～憲法を暮らしに生かし、市民サービス優先の自治体のための運動を

政府・総務省の地方自治体への姿勢は、トップランナー方式をはじめ、この間の様々な方針で明らかのように、「公共サービスの産業化」と称する大企業の利益を創出する方向での公務業務・公共サービスの縮小・変質にあります。今回の法「改正」もこの一連の動きの一つとしてとらえねばなりません。

市民の命と暮らしや権利を守る自治体の業務は、恒常的・専門的であり臨時的で非常勤的な職員が担うことを想定していません。しかし、どこでも行政コスト削減の圧力のもと非正規化が進んでいますが、今回の法「改正」は、実態を追認しており、運

用次第では非正規化の一層の拡大をする危険性もあります。

ただ、今回の「改正」は同一労働同一賃金や官製ワーキングプアの是正を求める労働者・労働組合のたたかひの積み重ねによるもので、一定の前進もあります。

憲法を暮らしに生かし、市民サービス優先の自治体業務を行うために、雇止め心配をすることなく、笑顔で市民と交わり、楽しく仕事ができる職場と安心して暮らせる自治体をめざし、労働組合、自治体議会議員、労働者、市民の方々が、手をつなぎ運動を繰り広げる必要があります。

■書籍の注文は、とちぎ研究所事務局までメール・FAX で。送料無料です。



高齢期社会保障改革を 読み解く

社会保障政策研究会(代表・芝田英昭) 編
A5判 160ページ 本体1600円

安倍政権下の社会保障政策は、予算削減や自己負担増だけではなく
社会保障の市場化・産業化にある。とりわけ高齢期社会保障政策にお
いて顕著にみられる。本書は、高齢者の生活実像を踏まえて「改革」を分
析し、市民による改革運動の姿を提起する。

主な内容

第Ⅰ部 安倍政権下の高齢期社会保障改革

第1章 高齢期社会保障に潜む課題と地域共生社会の本質
芝田英昭

第Ⅱ部 医療・介護・福祉・年金・生活保護

第2章 高齢者を対象とした医療制度「改革」
濃畑芳和・荻原康一
第3章 地域医療構想から考える医療提供体制のこれから
鶴田禎人

第4章 介護保険制度改正と改革の課題 柴崎祐美

第5章 高齢者福祉「改革」と市場化・産業化 曾我千春

第6章 新成長戦略下の公的年金制度改革 密田逸郎

第7章 高齢者世帯の増加と生活保護「改革」 村田隆史

第Ⅲ部 生活の実像・運動の視点

第8章 高齢期に発生する生活問題の捉え方 小川栄二

第9章 市民による改革の必要性 本田 宏

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

http://www.jichiken.jp/
E-mail info@jichiken.jp

地域再生と 町内会・自治会

改訂新版

中田 実・山崎丈夫・小木曾洋司 著

町内会・自治会のしくみや基本的な考え方を丁寧に解説。そのうえで町内会が、人口減少と高齢化の時代に、住民の立場に立って、地域という生活の場の基盤を維持・発展させるにはどうすればよいか、具体例に即して考える。版を重ねる町内会・自治会論の決定版。

- 第1章 町内会・自治会をどう見るか
- 第2章 どのような活動に取り組んでいるか—問題解決に挑む住民群像
- 第3章 町内会・自治会のしくみ
- 第4章 地域総合力で地域再生に向かう町内会・自治会
- 第5章 東日本大震災から何を学ぶか—町内会・自治会の視点から



定価(本体1600円+税)

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

http://www.jichiken.jp/
E-mail info@jichiken.jp